

〔第2.1版で点検〕

概 要

法 人 名	学校法人東京農業大学
法 人 代 表 者	理事長 江口 文陽
担 当 部 署	理事長室
お 問 合 せ 先	rijichou@nodai.ac.jp

基本原則	基本原則の遵守状況	遵守原則	遵守原則の遵守状況
1. 自律性の確保	「遵守」	1-1	「遵守」
		1-2	「遵守」
2. 公共性の確保	「遵守」	2-1	「遵守」
		2-2	「遵守」
3. 信頼性・ 透明性の確保	「遵守」	3-1	「遵守」
		3-2	「遵守」
		3-3	「遵守」
4. 継続性の確保	「遵守」	4-1	「遵守」
		4-2	「遵守」

```

graph TD
    A[担当部署： 遵守状況の点検・報告書の作成] --> B["(附議・報告<<部門内>>)"]
    B --> C["【農大】学長・副学長会/全学審議会, 【情大】調整会議/運営委員"]
    C --> D["(附議・報告)"]
    D --> E[連絡協議会(常任理事会)]
    E --> F["(附議・報告)"]
    F --> G[理事会]
    G -- "(意見)" --> H[監事]
    H -- "(意見)" --> I[評議員会]
    I -- "(報告)" --> J[私大連]
    I -- "(公表)" --> K[ステークホルダー]
  
```

「基本原則」及び「遵守原則」の遵守状況（取組状況）の詳細等

1. 各「基本原則」及び「遵守原則」の遵守状況の説明

基本原則「1. 自律性の確保」

会員法人は、私立大学としての多様な教育研究活動を実現するため、それぞれの寄附行為、建学の精神等の基本理念に沿って、自主性、独立性を確保すると同時に、自律的に学校法人を運営する必要がある。

遵守状況	「遵守」
基本原則の遵守状況に係る説明	【東京農業大学・東京情報大学】 自律性の確保のため、建学の精神及び各種理念に基づき、遵守原則1－1及び1－2に記載の内容を実施することで、当該原則を遵守している。

遵守原則1－1

会員法人は、学生、保護者、卒業生のみならず、広く社会に存在する幅広いステークホルダーに対し、教育研究目的を明確に示し、学校法人の運営に関する理解を得られるようにする。

遵守状況	「遵守」
遵守原則の遵守状況に係る説明	一部もしくはすべての重点事項について、別の方策で遵守原則を遵守できている 【東京農業大学・東京情報大学】 建学の精神及び各種理念に基づき定める教育研究上の目的・教育目標・3つの方針などは、各大学ホームページで公開している。 また、学校法人全体で中期計画を策定し、その内容は学校法人及び各大学ホームページで公開している。本計画は、各実施主体において評価・進捗管理を行い、その内容についても法人が発行する事業報告書に記載し、公開している。

遵守原則 1－2

会員法人は、自主性・独立性を確保すると同時に、自律的に学校法人を運営するために、多様なステークホルダーからの意見を聴取し、反映できる体制を確立し、円滑な業務執行を行うようにする。

遵守状況	「遵守」 一部もしくはすべての重点事項について、別の方策で遵守原則を遵守できている
遵守原則の遵守状況に係る説明	【東京農業大学・東京情報大学】 法人全体に係る内容として、自主性・独立性を確保するために、執行と監視・監督の役割を各規程に定め、それらが有効に機能するように中期計画を策定・実行している。 また、寄附行為や学則によって理事会、監事、評議員会、および理事長等の管理責任者の職務権限を明確に規定した上で、寄附行為施行規則に基づき、会議の招集状や議事資料を事前に送付する体制を構築している。 評議員の選任条件は、本法人の教職員、設置する学校の卒業生、職員経験者、本法人外の学識経験者等と寄附行為に定めることで、多様性を担保している。 これらにより、構成員間での活発な意見交換と審議の実効性を確保し、一連の枠組みを法人の適正な運営を担保するための内部統制システムとして整理・運用している。

基本原則「2. 公共性の確保」

会員法人は、わが国の将来を担う多様な人材を育成するとともに、教育研究活動とそこから得られた成果を通じて社会や地域に貢献し、その要請に応える必要がある。

遵守状況	「遵守」
基本原則の遵守状況に係る説明	【東京農業大学・東京情報大学】 遵守原則 2－1 及び 2－2 のとおり、各種方針や長期ビジョンに基づき、多様な人材育成と教育研究活動を行い、その成果を社会や地域に展開することで、当該原則を遵守している。

遵守原則 2－1

会員法人は、建学の精神等に基づく多様な人材育成像を保持しつつ、時代や社会の変化を踏まえながら、教育研究活動を通じて、広く社会に、また地域にとって有為な人材を育成する。

遵守状況	「遵守」 コードの記載通りの方策によって遵守している
遵守原則の遵守状況に係る説明	【東京農業大学・東京情報大学】 建学の精神と各種理念に基づき、アドミSSION・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーを定め、社会の発展に寄与する人材輩出に努めている。 2025年度に本法人の将来を見据えた長期ビジョンである「学校法人東京農業大学VISION 150」を策定し、その中で人材育成の目標を定めている。

遵守原則 2－2

会員法人は、社会の要請を踏まえつつ、特色ある教育研究活動から得られた成果を踏まえ、社会の要請の変化に対応して、現実の諸課題に対する解決方法を示し、社会に貢献する。

遵守状況	「遵守」 コードの記載通りの方策によって遵守している
遵守原則の遵守状況に係る説明	【東京農業大学・東京情報大学】 「産学官及び地域連携活動に関するガイドライン（東京農業大学）」、「社会貢献ポリシー（東京情報大学）」、「研究インテグリティの確保に関する規程（両大学）」を定め、運用している。 これらの活動は、各大学が設置する総合研究所において管理・支援する体制をとっている。

基本原則「３．信頼性・透明性の確保」

会員法人は、私立大学の有する公共性に鑑み、健全な大学運営について、学生、保護者、教職員のみならず広く社会からの信頼を得られるよう、説明責任を果たすとともに、透明性の確保に努める必要がある。

遵守状況	「遵守」
基本原則の遵守状況に係る説明	【東京農業大学・東京情報大学】 遵守原則３－１、３－２、３－３のとおり、各種規程や「内部統制システム整備の基本方針」に基づき、運営することで健全な大学運営体制を構築し、当該原則を遵守している。

遵守原則３－１

会員法人は、社会からの理解と信頼を確保するために、常に法令を遵守するとともに、多くのステークホルダーとの良好な関係の構築を目指し、教育研究活動を通じ社会に貢献する。

遵守状況	「遵守」
遵守原則の遵守状況に係る説明	コードの記載通りの方策によって遵守している 【東京農業大学・東京情報大学】 法人で定める「寄附行為」、「監事監査規程」において、本コードの方策等に対応している。 また、会計監査人との意見交換の場として、三様監査や理事者とのディスカッションを実施し、実効性のある体制を構築している。

遵守原則 3－2

会員法人は、社会からの信頼を損なうことがないように、理事、監事、評議員、学長（総長を含む）の選任手続きの透明性の確保及び解任手続きを明確化し、必要に応じて改善を行い、当該手続きの公正性について多くのステークホルダーからの理解が得られるようにし、理事会による理事の職務の執行監督機能の実質化を図る。また、社会からの信頼を損なうことがないように、大学で起こり得る利益相反、研究活動に関わる不正行為等について、その防止のために必要とされる制度整備を行い、実行する。

遵守状況	「遵守」 コードの記載通りの方策によって遵守している
遵守原則の遵守状況に係る説明	【東京農業大学・東京情報大学】 法人で定める「寄附行為」をはじめとする各種規程や、令和6年度に制定した「内部統制システム整備の基本方針」に基づいて運用することで、本コードに示される方策等に対応している。 また、利益相反や研究活動における不正行為等については、各大学にこれらを防止するための規程を整備し、運用することで管理体制を確立している。

遵守原則 3－3

会員法人は、自らが行う教育研究活動に係る情報や、それを支える経営に係る情報について広く社会に存在する幅広いステークホルダーから理解を得るため、様々な機会を通じて、積極的に情報を公開する。

遵守状況	「遵守」 コードの記載通りの方策によって遵守している
遵守原則の遵守状況に係る説明	【東京農業大学・東京情報大学】 法人で定める「寄附行為」をはじめとする各種規程を整備し、本コードの方策等に対応している。 各種規程については、「私立学校法」等に基づき、法人・各大学のホームページにおいて情報公開している。 また、不正行為防止について、公益通報の取扱いをはじめ、規程等を策定し、運用すると共に、その内容の一部は各大学のホームページ上で公開している。

基本原則「４．継続性の確保」

会員法人は、それぞれの建学の精神等の基本理念に基づき、その使命を果たすため、大学における教育研究活動の維持、継続及び発展に努める必要がある。

遵守状況	「遵守」
基本原則の遵守状況に係る説明	【東京農業大学・東京情報大学】 遵守原則４－１及び４－２に記載の取り組みにより、各大学における教育研究活動の維持、継続及び発展に努める体制を構築し、当該原則を遵守している。

遵守原則４－１

会員法人は、私立大学の教育研究活動の継続性を実現するため、法人内外のステークホルダーからの意見を取り入れながら、大学運営に係る諸制度を実質的に機能させ、自律的な大学運営を行うようにする。

遵守状況	「遵守」
	コードの記載通りの方策によって遵守している
遵守原則の遵守状況に係る説明	【東京農業大学・東京情報大学】 「寄附行為」「寄附行為施行規則」「理事長室規程」に基づく実質的な議事運営と組織規模に応じた適正な定数設定により、意思決定の質を担保している。 また、これらの規程に基づき、理事・評議員は、外部人材を一定数登用し、その専門的な知見を大学運営に反映させる体制を構築している。

遵守原則 4－2

会員法人は、私立大学の教育研究活動の継続性を実現するため、財政基盤の安定化、経営基盤の強化を行うようにする。

遵守状況	「遵守」 コードの記載通りの方策によって遵守している
遵守原則の遵守状況に係る説明	【東京農業大学・東京情報大学】 「中長期財政計画」の策定と財務情報の明瞭な開示により、経営の健全性と透明性を維持している。各大学に外部資金獲得や産学官・地域連携を担当する総合研究所の設置し、法人部門には資産運用担当を置くことで、学納金以外の収入の多様化・安定化を図っている。 ガバナンス面では、「危機管理規程」「ハラスメント防止規程」等をはじめとする各規程に基づく体制整備と運用を徹底している。